

務	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

警 務 第 5 8 号
(生企、人安、サ対、刑企、捜二)
令 和 7 年 5 月 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の決定について

県民を詐欺から守るための対策については、犯罪対策閣僚会議により決定された「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年7月1日付け警務第108号別添）に基づき、強力に推進してきたところであるが、一層複雑化・巧妙化する詐欺等の手口の変化に応じて機敏に対策を改善するとともに、犯罪グループと被害者との接点の遮断といった抜本的な対策を強化するため、令和6年12月に犯罪対策閣僚会議において決定された「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」と統合し、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（別添）が、第42回犯罪対策閣僚会議において決定されたので、各所属にあっては対策の趣旨及び内容を踏まえ、関係機関・団体等とも連携しつつ、諸対策を強力に推進されたい。

なお、「「国民を詐欺から守るための総合対策」の決定について」（令和6年7月1日付け警務第108号）は廃止する。

担当：警務課企画係